

利用許諾証書

(被許諾者) 国立大学法人京都大学 御中

許諾者は、国立大学法人京都大学（以下「京都大学」といいます）における授業教材をインターネットで公開するプロジェクトである京都大学 Open Course Ware(以下「OCW」といいます)の趣旨に賛同したことから、許諾者の下記授業の授業教材に係る電子データ等を京都大学のOCW担当者に交付するとともに（以下、交付された授業教材を「授業コンテンツ」といいます）、授業コンテンツに関する日本国及び外国における著作権（日本国著作権法27条、28条の権利及びこれらに相当する外国における権利を含みます）を、非独占的、無償その他下記の条件により、京都大学に利用許諾いたします。

開講部局：全学共通科目、 _____ 学部/研究科、 その他 _____

授業科目名： _____

授業科目名：(英訳) _____

開講年度/開講期/曜日時限： _____

所属部局/職名： _____

担当教員名：(日本語) _____ (英語) _____

この利用許諾にあたっては、許諾者は、次の各号の事項を確認及び誓約します。

- 1) 授業コンテンツは、他人の著作権を侵害していません。なお、他人の著作物を引用している箇所はすべて本著作物に明記しています。
- 2) 許諾者は、京都大学に著作権法上の同一性保持権を行使しません。特に、京都大学OCW担当者が、授業コンテンツに含まれる第三者の著作権を処理するために、これに含まれる図表等を差し替えるなどの改変をすることに異存ありません。また、OCWへの掲載の有無、態様については、京都大学の任意の判断によるものとします。
- 3) OCWを通して授業コンテンツを閲覧した第三者が、非営利かつ教育的な目的によって、授業コンテンツを複製すること、複製物を頒布すること、インターネット送信することその他利用者ガイドラインに従って利用することを許諾します。本号の効力は、許諾者が京都大学にした利用許諾の効力が消滅した後においても存続します。
- 4) この利用許諾は、京都大学が授業コンテンツのOCWへの掲載を終了した場合又は許諾者が書面にてOCWへの掲載取下げを申し出た場合には、終了するものとします。

この利用許諾は、許諾者が授業コンテンツやこれに基づき作成した著作物を自ら利用することについて何らの制限を課すものではありません。たとえば、許諾者が授業で利用すること、書籍を出版すること、自己のウェブサイトに掲載すること、授業コンテンツを改変・発展させることを妨げるものではありません。

以上、相違ないことを確認いたします。

年 月 日

(許諾者)

住所

所属部局

氏名

印